

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第8号

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば、同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第19条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。</u>）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 条例第16条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条の規定の適用があるとしたならば、同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、<u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、</u>かつ、当該申出において、勤務時間規則第19条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。</u>）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第16条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(介護時間)</p> <p>第16条 条例第16条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員</p>

改正後	改正前												
<p>(同条の規定の適用があるとしたならば、初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="163 687 1102 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 687 633 727">事由</th> <th data-bbox="633 687 1102 727">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 727 633 759">略</td> <td data-bbox="633 727 1102 759"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 759 633 1420">(2) 中学校を卒業するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td data-bbox="633 759 1102 1420">略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	略		(2) 中学校を卒業するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、 <u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略	<p>(同条の規定の適用があるとしたならば、初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、<u>特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの</u>に限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第16条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第3 (第14条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1128 687 2072 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 687 1599 727">事由</th> <th data-bbox="1599 687 2072 727">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 727 1599 759">略</td> <td data-bbox="1599 727 2072 759"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 759 1599 1420">(2) 中学校を卒業するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td data-bbox="1599 759 2072 1420">略</td> </tr> </tbody> </table>	事由	期間	略		(2) 中学校を卒業するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略
事由	期間												
略													
(2) 中学校を卒業するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、 <u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略												
事由	期間												
略													
(2) 中学校を卒業するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略												

改正後		改正前	
(3) 要介護者(条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の任命権者の定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、 <u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。</u>)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	略	(3) 要介護者(条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の任命権者の定める世話をを行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	略
略		略	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。